

「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案」に対する意見 及びそれに対する考え方

- 意見募集期間 : 2024年3月20日(水)から同年4月18日(木)まで
- 意見提出件数 : 1件(個人:1件)
- 意見提出者 :

(意見受付順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>今般、通信料金と端末代金の分離、行き過ぎた囲い込みを禁止する電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 27 条の 3 の規律の見直しを行うための「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 5 年総務省令第 80 号）が施行されたことに伴い改正するものとの説明だが、施行規則等の一部改正とこの改正を分割する必要性が分からない</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

以上